高千穂町告示第71号

令和６年第３回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和６年８月28日

高千穂町長　甲斐　宗之

１　期　日　　令和６年９月２日

２　場　所　　高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田　利廣議員	田中　義了議員
佐藤さつき議員	板倉　哲男議員
磯貝　助夫議員	本願　和茂議員
中島　早苗議員	馬原　英治議員
坂本　弘明議員	工藤　博志議員
富髙健一郎議員	富髙　友子議員
佐藤　定信議員	

令和６年　第３回　高 千 穂 町 議 会 定 例 会 会 議 録（第１日）

令和６年９月２日（月曜日）

議事日程（第１号）

令和６年９月２日　午前10時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について
日程第２　会期の決定について
日程第３　諸般の報告
日程第４　行政報告
日程第５　報告第６号　令和５年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
日程第６　報告第７号　令和５年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
日程第７　議案第41号　令和５年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第８　議案第42号　令和５年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第９　議案第43号　令和５年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10　議案第44号　令和５年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11　議案第45号　令和５年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12　議案第46号　令和５年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13　議案第47号　令和５年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第14　議案第48号　令和５年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第15　議案第49号　令和５年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第16　議案第50号　高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第17　議案第51号　高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
日程第18　議案第52号　高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19　議案第53号　教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
日程第20　議案第54号　令和６年度高千穂町一般会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第55号　令和６年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第56号　令和６年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第23　議案第57号　令和６年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）

日程第24　議案第58号　令和６年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第25　議案第59号　令和６年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第26　議案第60号　令和６年度高千穂町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第27　議案第61号　辺地総合整備計画の策定について

日程第28　議案第62号　町道路線の認定について

日程第29　議案第63号　高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告

日程第４　行政報告

日程第５　報告第６号　令和５年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について

日程第６　報告第７号　令和５年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について

日程第７　議案第41号　令和５年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第８　議案第42号　令和５年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第９　議案第43号　令和５年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10　議案第44号　令和５年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11　議案第45号　令和５年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12　議案第46号　令和５年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13　議案第47号　令和５年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第14　議案第48号　令和５年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第15　議案第49号　令和５年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第16　議案第50号　高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第17　議案第51号　高千穂町国民健康保険条例の一部改正について

日程第18　議案第52号　高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第19　議案第53号　教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について
日程第20　議案第54号　令和６年度高千穂町一般会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第55号　令和６年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第56号　令和６年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第23　議案第57号　令和６年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）
日程第24　議案第58号　令和６年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第25　議案第59号　令和６年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第26　議案第60号　令和６年度高千穂町水道事業会計補正予算（第２号）
日程第27　議案第61号　辺地総合整備計画の策定について
日程第28　議案第62号　町道路線の認定について
日程第29　議案第63号　高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（13名）

１番　藤田　利廣議員	２番　田中　義了議員
３番　佐藤さつき議員	５番　板倉　哲男議員
６番　磯貝　助夫議員	７番　本願　和茂議員
８番　中島　早苗議員	９番　馬原　英治議員
10番　坂本　弘明議員	11番　工藤　博志議員
12番　富髙健一郎議員	13番　富高　友子議員
14番　佐藤　定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長　興梠　恵志	書記　興梠　　貴

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐　宗之	副町長	藤本　昭人
総務課長	興梠　貴俊	財政課長	霜見　　勉
総合政策課長	湯川　　哲	税務課長	谷川　保孝
町民生活課長	佐伯　竜也	企画観光課長	安在　　浩

福祉保険課長　…………　飯干　由紀

農林振興課長兼農業委員会事務局長　………………………………………　佐藤　峰史

農地整備課長　…………　江藤　武憲　　　　建設課長　………………　甲斐　　徹

会計管理者　……………　佐藤　美和

保健福祉総合センター所長　…………………………………………………　工藤加代子

上下水道課長　…………　飯干　和宣

教育委員会次長兼教育総務課長　……………………………………………　林　　謙一

監査委員　………………　中尾　清美

午前10時00分開議

○事務局長（興梠　恵志事務局長）　皆様、おはようございます。

開会前にお知らせをいたします。教育長は本日公務のため欠席をしております。よろしくお願いいたします。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（興梠　恵志事務局長）　御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本　弘明議員）　ただいまから、令和６年第３回高千穂町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――・――――・―――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名について

○議長（坂本　弘明議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、議席番号１１番、工藤博志議員、議席番号１２番、富髙健一郎議員を指名します。

―――――――――――・――――・―――――――――――

日程第２．会期の決定について

○議長（坂本　弘明議員）　次に、日程第２、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から９月１８日までの１７日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本　弘明議員）　異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から９月

１８日までの１７日間に決定しました。

なお、会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

日程第３．諸般の報告

○議長（坂本　弘明議員）　次に、日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、監査、検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第２３５条の規定に基づく例月現金出納検査及び地方自治法第１９９条の規定に基づく定期監査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第１２９条第１項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日まで受理しました陳情１件につきましては、陳情表のとおり処理することとしましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

日程第４．行政報告

○議長（坂本　弘明議員）　次に、日程第４、行政報告を求めます。

町長、登壇願います。

○町長（甲斐　宗之町長）　おはようございます。本日、令和６年第３回高千穂町議会定例会に議員の皆様には何かとお忙しい中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、本定例会の開会日につきましては、台風１０号の襲来対応と安全面も考慮の上で、当初の８月２９日から本日９月２日に変更の御配慮を頂きましたことにつきまして、感謝を申し上げます。

台風襲来による本町の対応と災害等の発生状況につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。

本議会では、特に令和５年度決算の審査をいただくこととしており、議案も多岐にわたります

ことから、御負担をおかけすることかと存じますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず冒頭１点、西臼杵広域行政事務組合消防本部におけるパワーハラスメントと認められる事案の発生と、それに伴う報道等につきまして、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしておりますことについて、おわびを申し上げます。

今回、ハラスメントを受けたことを理由に、優秀な職員１名が辞職する事態となりました。消防本部におきましては、これまでも消防長からパワーハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント行為は許さないというメッセージを出し、風通しのよい働きやすい職場づくりに取り組もうとする中、今回の一連の事態は私としても残念でなりません。

今回の件を含め、消防本部内のハラスメント等については、西臼杵広域行政事務組合議会において、調査特別委員会、いわゆる百条委員会を設置し調査されることが、８月９日の臨時議会にて決定されましたので、我々管理職も、また消防本部としても、その調査に全面的に協力していく所存でございます。

今後、西臼杵郡民の命を守り、安全、安心な生活を守るため、署員がやりがいを持って生き生きと働いていける、また、若い世代に働きたいと選んでもらえる職場環境への改善に全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも御提言、御助言を頂き、また御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、当面する町政の状況につきまして御報告をいたします。

最初に、８月２８日から３０日にかけて九州を直撃した台風１０号についてでありますが、最大勢力９２５ヘクトパスカルと非常に強く、移動速度が１０キロ程度と極めて遅かったため、長時間にわたり風雨をもたらし、町内の多いところで３日間で４３０ミリを記録いたしました。

本町では避難所６か所を開き、１５７名の方が避難されました。

被害としましては、倒木や落石、土砂流出、路面決壊等による道路の通行止めや一部地域での停電、簡易水道にも影響が出ております。現在、災害調査を行っているところですが、特に向山地区、押方地区における災害が多いようです。

また、高千穂峡の鬼の力石付近の遊歩道の手すりが流出しており、県と対策を協議している状況であります。台風により影響を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、町道をはじめとする生活インフラの一日も早い復旧を進め、町民生活の復興に努めてまいります。

次に、８月８日１６時４３分に発生した最大震度６弱の日向灘沖地震についてでありますが、本町では震度４を観測し、１６時５６分に情報連絡本部を設置しました。直ちに関係機関等と連携し、町有施設や町内道路等の巡回を行い、大きな被害がないことを確認いたしました。

その後、１９時１５分に気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたため、本町の公式ＬＩＮＥ及び防災無線により、新たな大規模地震の発生可能性が平常時に比べ相

対的に高まっていること、日頃の地震への備えを再確認し、注意して通常の生活を送っていただくよう住民の皆様へ広報を行いました。

本町では、生活に直結するような被害は出ませんでしたが、県内では、県南地区を中心に重傷者２名、軽傷者８名、半壊１件、一部損壊７３件、ほか道路通行止め等の被害が出ております。

今回の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）は、８月１６日をもって解除されましたが、いつ大地震が発生するか分かりません。本町の災害時の対策について再確認するとともに、地域での防災体制の整備推進や家庭における備蓄品の確保など、引き続き町民の皆様に対し定期的な注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

次に、高千穂中学校建設事業の進捗状況についてでありますが、早急な移転、建て替えが必要と考えております高千穂中学校につきましては、昨年１０月に高千穂中学校移転新築検討委員会を設置し、移転先用地の選定に関することや、基本構想・基本計画に関すること等について調査研究を行っていただき、本年２月に高千穂中学校移転新築基本構想・基本計画を策定の上、答申を頂いたところであります。

高千穂中学校の建設につきましては、検討委員会での御意見を尊重させていただき、高千穂温泉跡地での整備を進めていくこととして、令和６年度から事業を開始したところであります。

現在、文部科学省の補助事業について、県教育委員会と都市計画関連の補助事業について国土交通省と協議を進めております。また、今後の高千穂中学校の建設事業を円滑に推進していくため、７月に高千穂中学校建設検討委員会設置要綱を整備し、委員には、議会からも磯貝助夫議員、佐藤さつき議員に御就任いただきました。

委員会では、中学校の建設計画や事業の進捗状況等について御審議いただくこととしており、８月２３日には、第１回目の検討委員会を開催し、今年度の事業の進捗状況や今後の建設計画などについて、説明をさせていただいたところであります。 引き続き、建設事業を着実かつ計画的に進めてまいりたいと存じます。

また、学校建設に伴うふれあい給食の代替施設確保についても、事業に影響の出ないよう関係課で協議を進めているところであります。

次に、第８１回国民スポーツ大会について御報告をいたします。

令和９年度（２０２７年度）に第８１回国民スポーツ大会が、宮崎県を会場に開催されることが、７月１７日に開催された日本スポーツ協会の理事会において、正式決定をされました。会期は、令和９年９月２６日から１０月６日までの１１日間となっております。

本町におきましては、国民スポーツ大会の正式競技として、武道館において剣道競技が開催されるほか、デモンストレーションスポーツとしてモルックが行われます。競技日程につきましては、本年１２月に正式決定される予定となっております。

去る８月１８日の日曜日には、本年度佐賀県で開催される国民スポーツ大会剣道競技の九州ブロック大会が武道館において開催され、九州各県剣士のレベルの高い試合が行われたところであります。

３年後の国民スポーツ大会の開催に向けまして、本町におきましても、現在、教育委員会に国民スポーツ大会推進係を設置し、県や競技団体との連絡調整や関係機関と連携しながら準備を進めているところでありますが、業務を着実に進めるための体制づくりが必要なことから、１０月に実行委員会設立発起人会を、１１月に実行委員会設立総会を開催する予定としております。

今後、競技実施のために必要な施設の整備を行うとともに、本町での剣道競技開催についての町民の皆さんへの広報活動や、気運の醸成に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、令和６年度新たな非課税世帯等への給付金１０万円につきましては、８月２３日に第１回目１８６世帯分の給付を行っております。また、子ども加算につきましては、９月６日に第１回目の給付を予定しており、対象者は４２名です。どちらの給付も、確認が必要な対象者につきましては、確認後順次振り込みを行う予定です。

定額減税の調整給付につきましては、対象者は約２，１００名で、そのうち口座情報が把握できる方約１，３００名につきましては、８月末に既に通知を行い、問題がなければプッシュ式で９月末の給付を予定しております。

なお、口座が不明な方につきましては、確認書を送付し振込口座を届け出ていただいた後、１０月中旬の給付を予定しております。

次に、高千穂町国民健康保険のマイナ保険証利用率についてでありますが、令和６年４月診療分の利用率が３６．６％で、全国１位となり、厚生労働省より表彰をされました。

同様に、後期高齢者医療保険におきましても、町単独では全国１位の利用率となっております。これも各医療機関の御協力のおかげと感謝しております。引き続きマイナ保険証の利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、九州中央自動車道建設促進西臼杵総決起大会につきまして、第２回定例会開催中の６月１５日土曜日に、九州中央自動車道西臼杵建設促進期成会主催の九州中央自動車道建設促進西臼杵総決起大会を、約１，２００名規模で高千穂町武道館にて初開催したところであります。

早期整備、完成に向けて工事の推進を国へ求めていくことを確認し、短時間ではありましたが、西臼杵沿線地域の団結と熱意を地域内外にアピールできたと考えております。

議員の皆様方にも御参加を頂き、一緒になって大会を盛り上げていただき大変ありがとうございました。今後も沿線自治体、関連団体と連携して国への要望を継続していく考えであります。

また、８月２０日火曜日には、九州中央自動車道建設促進地方大会が熊本、宮崎両県選出国会議員、両県から県知事、県会議員の方々をはじめ、沿線自治体及び各種団体が参集し、山都町総

合体育館で開催されました。予算確保や事業化の推進、それに対する国の体制づくりに関する決議文が採択をされ、整備促進、早期完成に向け一致団結したところであります。

町内の高速道路関連工事では、本線の（仮称）童里トンネルが、７月末時点で全延長４９１メートルのうち、約３０９メートル、６５％の掘削が進んでおり、工事進捗率は４７．３％と聞いております。

このほか、工事用道路として使用する町道蘴谷線の改良も施工業者が決定したところであります。また、このほか芝原西公民館、花の群地区での工事用道路として改良する道路の町道認定に関する議案を本定例会に上程しているところであります。

次に、令和４年、５年度の台風等の災害復旧事業についてでありますが、建設課所管の令和４年、令和５年に発生しました災害につきましては、合わせて１０１件発注しており、その内９２か所は完成しております。作業員不足の上に夏場の草刈り等、季節的な作業員の需要があり災害復旧工事が遅れている箇所もあり、引き続き繰越工事として完成させる計画です。

また、河川につきましては、残りの３４件と一部未完成の工区１件を、先月２７日に入札を執行したところであります。

請負金額が５，０００万以上となるため、議会の承認が必要な契約もございますので、本定例会で追加議案として上程させていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

農地整備課所管事業につきましても、令和６年６月２０日までに、耕地災害復旧事業における令和４年災及び令和５年災の全ての発注を完了し、落札率は約８０％となっております。

不落箇所４５か所につきましては、建設業協会の受注状況を注視しながら、近接工事による随意契約等も積極的に打診をしつつ、可能な限り本年度中の早期復旧を目指してまいります。

農林振興課所管事業については、全て発注済みでありますが、施工業者の受注業務量が増加していることから完了に時間を要する見込みとなっております。

次に、イベント、観光関係についてでありますが、まず、サルタフェスタが９月８日に開催されます。今年も多くの方々に御来場いただき、バザー出店、ステージイベント、花火などを楽しんでもらいたいと考えております。

現在、実行委員会を中心に準備を進めているところでございますので、議員の皆様にも足をお運びいただきますようにお願いをいたします。

また、１０月５日に第４１回正調刈干切唄全国大会が開催されますが、出場者や来場者の皆様方に「来てよかった」と言われるような大会を目指していきたいと考えております。

８月８日の地震では、高千穂峡においてボート乗り場から約１００メートル下流で、柱状節理の一部が高さ約１０メートル、幅約１５メートルにわたり剥がれ落ちました。当日と翌日には、観光協会等の関係機関とともに高千穂峡内の柱状節理や遊歩道の点検を行い、貸しボート区域に

おいては８月９日、１０日は安全確保のため運休、１１日と１２日に観光協会が安全点検を行い、１３日から貸しボートの運行を再開したところでございます。

本地震の影響により、町内において観光協会の貸しボート、高千穂神楽等で３，１８０人のキャンセルがあり６６０万円の減収、宿泊関係では、約５００人のキャンセルがあり、９５０万円の減収があったと報告を受けております。

県内でも、宿泊キャンセルが多数に上るなど経済的影響が大きいことから、せんだって、宮崎県ホテル旅館生活衛生共同事業組合が、宮崎県に対して宿泊クーポン事業の要望を行っております。観光が大きな産業である本町としましても、地震の影響や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、所得情報の取り込み漏れによる課税誤りについてでありますが、議員の皆様には議会全員協議会においても説明させていただきましたが、個人住民税におきまして、令和４年度から令和６年度までの税額の算定に必要な個人の所得情報の取り込みに漏れがあり、４９名の方の個人住民税約１５６万円が適切に課税されておりませんでした。

誤りのあった４９名のうち、連絡の取れた大部分の方につきましては、課税誤りのお詫びと正しい課税内容を説明いたしまして、差額の税額の納付について御承諾を頂いたところであります。

まだ連絡のついていない数名につきましては、直接自宅に伺うなど、早急に対応しているところでございます。

また、課税情報は国民健康保険税や介護保険料など、様々な行政サービスの負担金額の算定に影響を及ぼすため、該当する主管課・施設とも情報を共有しながら対応しているところでございます。

今回の課税誤りの対象となった住民の皆様には、改めておわびを申し上げますとともに、今後は二度とこのようなことが起こらないようにチェック体制を強化し、事務引継ぎの徹底を図るなど再発防止に努め、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。西臼杵管内の患者数は6月頃から大幅に増加し、現在では減少傾向に入っている模様ですが、医療・福祉機関における面会制限等、影響が長引いております。

また、夏休み明けの学校における感染拡大にも注意が必要となっております。１０月からは、６５歳以上の方と６０歳以上６５歳未満の一部既往歴のある方に向けて、新型コロナワクチンの定期接種を開始することとしており、引き続き感染予防に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、８月２４日に開催されました宮崎県消防操法大会についてでありますが、本町より出場しました高千穂町消防団第５分団第２部が、小型ポンプ積載車操法の部において見事優勝を果

たしました。大変誇らしい思いであり、西臼杵支部大会を制し、さらに努力を重ねられ、県大会優勝を勝ち取られた団員の皆様をたたえたいと存じます。これも高千穂町消防団の永きにわたる努力と、御家族、地域住民の多大なる御協力によるものと心より感謝を申し上げます。

引き続き、町民の生命・身体・財産を守るため、予防消防、災害対策における高千穂町消防団の益々の御活躍を御期待申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（坂本　弘明議員）　以上で、町長の行政報告が終わりました。

―――――――――――――・――――・―――――――――――――

日程第５．報告第６号

日程第６．報告第７号

日程第７．議案第４１号

日程第８．議案第４２号

日程第９．議案第４３号

日程第１０．議案第４４号

日程第１１．議案第４５号

日程第１２．議案第４６号

日程第１３．議案第４７号

日程第１４．議案第４８号

日程第１５．議案第４９号

日程第１６．議案第５０号

日程第１７．議案第５１号

日程第１８．議案第５２号

日程第１９．議案第５３号

日程第２０．議案第５４号

日程第２１．議案第５５号

日程第２２．議案第５６号

日程第２３．議案第５７号

日程第２４．議案第５８号

日程第２５．議案第５９号

日程第２６．議案第６０号

日程第２７．議案第６１号

日程第２８．議案第６２号

日程第２９．議案第６３号

〇議長（坂本　弘明議員）　次に、日程第５、報告第６号から日程第２９、議案第６３号までの報告２件、町長提出議案２３件、合計２５件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

最初に、町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

〇町長（甲斐　宗之町長）　それでは、提案理由を御説明いたします。

本日提案いたします議案は、報告２件、決算認定９件、条例案件４件、補正予算７件、人事案件１件、その他２件の合計２５件であります。

初めに、報告第６号令和５年度高千穂町財政健全化判断比率の報告についてでありますが、財政健全化法の定めにより、令和５年度決算に基づく４項目の健全化判断比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、報告第７号令和５年度公営企業等に係る資金不足比率の報告についてでありますが、報告第６号と同様、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、議案第４１号から第４９号までの９件の令和５年度決算認定議案につきまして、一括して御説明をいたします。

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定をお願いするものでありますが、後ほど一般会計及び特別会計につきましては会計管理者が、企業会計につきましては、関係課長が詳細について御説明をいたしますので、私からは決算額と執行の要点等についてのみ説明させていただきます。

まず、議案第４１号令和５年度高千穂町一般会計決算でございますが、歳入総額１０１億３，３４６万４，２０２円、歳出総額９６億８，７９７万５，９４３円、収支差引き４億４，５４８万8，２５９円が剰余額となりました。

剰余額のうち、１億８，０００万円を財政調整基金へ積み立て、繰越事業充当財源２億４，０８８万9，６８３円を含む残りの２，４５９万８，５７６円を次年度へ繰り越すものでございます。

令和５年度の当初予算は、高千穂町総合長期計画の達成を念頭に置き、限られた財源を有効に活用しつつ、現在本町の抱える諸問題や情勢をよく認識し、知恵と工夫による事業の見直し・改善を盛り込み、行財政改革の着実な前進を考慮した予算編成を行ったものであります。

新型コロナウイルス感染症は５類感染症に移行しましたが、地域経済への影響は依然残っており、令和４年の台風１４号、令和５年の豪雨災害等への災害復旧に追われる中、農林業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備、まちづくりなど、多岐にわたり取り組んだところでもあります。

このような状況で、本町の令和５年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに議員各位をはじめ、町民の皆様の町政に対する御支援の賜であると深く感謝を申し上げる次第であります。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など、多くの課題がありますが、事業財源を確保しつつ、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期人口ビジョンを基に、事務事業の効率化と合理化、町民と行政の協働による持続可能な地域づくりの推進など、徹底した行財政改革に努め、子供から高齢者までが安心して生き生きと暮らしていける、活気あるまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

次に、議案第４２号令和５年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算でございます。

歳入総額１８億１５万４，７０１円、歳出総額１７億９，９４３万９，９７４円、収支差引き７１万４，７２７円となり、全額次年度へ繰越すものでございます。

現状として、平成３０年度から県も保険者となり、市町村と一体となって財政運営や事業運営に取り組んでいることから、財政基盤も安定しております。

しかし、国保加入者の減少や医療の高度化に伴って、１人当たりの医療費は増加傾向にあり、国保運営の悪化が懸念されているところでございます。

なお、令和６年３月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数が１，７６９戸、被保険者数２，７５９人となっております。

次に、議案第４３号令和５年度高千穂町簡易水道事業特別会計決算でございます。

歳入総額８，０２７万１，５７２円、歳出総額７，４４０万８，８６７円、収支差引き５８６万２，７０５円となり、このうち、地方自治法第２３３条の２の規定により、 ４４３万７，０３３円を剰余金処分として基金積立てを行い、残り１４２万５，６７２円を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の簡易水道は、直営１５組合を除く１０組合において、施設の維持管理及び運営を行っていただいております。今後も、安全で安定した給水がなされるよう組合と連携し、管理運営に努めてまいります。

なお、決算年度の給水人口は４，１４５人で、年間有収水量は４６万２，９２２平方立方メートルとなっております。

次に、議案第４４号令和５年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算でございます。

歳入総額８３４万７，８０３円、歳出総額７６１万４，１８０円、収支差引き７３万３，６２３円となり、全額次年度へ繰越しとするものでございます。

現在、保健センターにおいて月に３回、１０人の審査委員の方に介護認定の審査をお願いして

おりますが、その業務の経費が主なものでございます。

次に、議案第４５号令和５年度高千穂町介護保険特別会計の決算でございます。

まず、保険事業勘定の決算ですが、歳入総額１６億２，４１５万２，５０３円、歳出総額１５億８，８５３万９，６８６円、収支差引き３，５６１万２，８１７円となり、全額を次年度へ繰り越すものでございます。

サービス事業勘定の決算では、歳入総額１，５２９万９，２７０円、歳出総額１，５１７万９，３１６円、収支差引き１１万９，９５４円となり、全額を次年度へ繰り越すものでございます。

本町の６５歳以上の高齢化率は約４４％であり、今後も上昇するものと考えられます。そこで、介護給付費の抑制策として、保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組むと共に、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを深化・推進することとしております。

次に、議案第４６号令和５年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

歳入総額１億９，２６４万６，３３６円、歳出総額１億９，０８１万４００円、収支差引き１８３万５，９３６円となり、全額次年度へ繰り越すものでございます。

年々高齢者の医療費が増加する中で、安定的な高齢者医療を確保するために、平成２０年度から開始された後期高齢者医療制度ですが、十余年が経過し、制度見直しを行いながら定着しつつあるところであります。

本制度は、都道府県単位の広域化した医療制度であり、県広域連合と市町村が連携して事業を行っております。

なお、令和６年３月末の本町の被保険者数は、２，６５７人となっております。

次に、議案第４７号令和５年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

令和５年度の決算状況につきましては、収益的収支の総事業収益は２２億７，３２１万８，７６６円で、前年度と比較しますと１億３，３８８万８，６０３円の減額となりました。

また、総事業費用は２８億９，６０４万７，３３９円で、前年度と比較しますと５億１，３７１万４，４５７円の増額となり、当年度純損失が６億２，２９０万８，１５３円となりました。

したがいまして、前年度末繰越利益剰余金７億８，６６６万５，６２２円から当年度純損失６億２，２９０万８，１５３円を差し引いた１億６，３７５万７，４６９円が、当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金、建設改良積立金への積立て、組入資本金への組入れは行わず、１億６，３７５万７，４６９円をそのまま翌年度繰越剰余金とする剰余金処分計算書（案）を御提案しているところでございます。

次に、資本的収支でございますが、総収入額は２億２９８万３，２３１円、総支出額は２億９，５２７万７７５円となり、収入額が支出額に不足する額、９，２２８万７，５４４円は、当年度消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金により補填するものでございます。

次に、議案第４８号令和５年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありますが、収益的収支は、消費税込みで水道事業収益１億４，５７０万６，９７６円、水道事業費用１億２，７０７万１，８５６円、収支の差引き１，８６３万５，１２０円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入２５万５７５円、資本的支出１，６２０万３，１９３円、収支の差引きマイナス１，５９５万２，６１８円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

剰余金の処分についてでありますが、当年度未処分利益剰余金は１億５，０９０万６，７７７円となっており、剰余金処分（案）としましては、減債積立金へ９１万６，０００円、建設改良積立金へ１，７４２万３，０００円、合わせて１，８３３万９，０００円を積立処分し、処分後の残高１億３，２５６万７，７７７円を、令和６年度への繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

次に、議案第４９号令和５年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありますが、収益的収支は、消費税込みで下水道事業収益２億３，９０２万９，１５６円、下水道事業費用２億１，２８１万２，２１８円、収支の差引き２，６２１万６，９３８円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入２，７４８万２，３３１円、資本的支出９，１３４万９，４４２円、収支の差引きマイナス６，３８６万７，１１１円となり、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継金で補填するものであります。

特例的収支は、消費税込みで、特例的収入８０９万４，０３９円、特例的支出２，００７万５，９８１円となりました。

剰余金の処分についてでありますが、当年度は未処分とし、２，５５２万４，７９１円を令和６年度への繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

次に、議案第５０号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、条例中、行政職給料表級別職務分類表の一部を改めるものであります。

次に、議案第５１号高千穂町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、国民健康保険法の改正により、本年１２月に現行の保険証からマイナ保険証に一本化されることに伴い、高千穂町国民健康保険条例を改正するものであります。

次に、議案第５２号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、今回の改正は、施設使用料を定める別表中、新たに設備使用料としてシャワー使用料の欄を追加

するものであります。

次に、議案第５３号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正についてですが、今回の改正は、本年度末で高千穂町立上野中学校が高千穂中学校に統合されることに伴い、来年３月３１日付で、教育関係の公の施設から上野中学校の欄を削除するものであります。

次に、議案第５４号令和６年度高千穂町一般会計補正予算（第２号）についてでありますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億４，７８３万８，０００円を追加し、歳入歳出の総額を１１２億１，３０６万２，０００円とするものであります。

今回の補正は、国・県等の補助金決定や、児童手当制度改正による補正が主なものであります。

主な事業は、総務費で地域課題解決等支援事業、戸籍に振り仮名を追加する社会保障・税番号制度システム整備事業、民生費で、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の不足分、児童手当制度改正による児童手当、衛生費で、新型コロナワクチン定期予防接種事業、農林水産事業費で、価格高騰対策農畜産物支援事業、新規就農総合支援事業の初期投資促進事業、土木費で、社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業などとなっております。

歳入では、地方交付税、国・県支出金、財政調整基金・企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金、繰越金、雑入として各種補助金等を計上しております。

次に、議案第５５号から第６０号までの各特別会計並びに各公営企業会計の補正予算につきましては、繰越金等による財源調整及び児童手当制度改正による人件費増等の補正が主なものであります。

次に、議案第６１号辺地総合整備計画の策定について御説明いたします。

本計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地において、辺地対策事業債を活用して公共施設等の整備を実施するために必要な計画であります。計画策定に当たりまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６２号町道路線の認定について御説明いたします。

第２花の群線は、現在国土交通省により整備が進められている九州中央自動車道、国道２１８号五ヶ瀬・高千穂道路の工事用道路の一部になるものであります。

認定する区間は、花の群集落内に位置する部分であり、将来にわたり地域住民の利便性が高いこと、また高速道路の維持管理に利用される路線であることから、町道に新規認定するもので、道路法第８条第２項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６３号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員３名の内、佐藤章氏が令和６年１１月３０日をもって任期満了になられます。引き続き御尽力いただきたいと存じますので、地方税法第４２３条第３項の規定に

基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和６年１２月１日から令和９年１１月３０日までの３年間であり、経歴等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、多岐にわたりますが、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの提案理由説明を終わらせていただきます。

〇議長（坂本　弘明議員）　以上で、町長の説明が終わりました。

ここで、１１時５分まで休憩いたします。

午前10時54分休憩

………………………………………………………………………………

午前11時05分再開

〇議長（坂本　弘明議員）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第４１号から第４６号について、会計管理者。

〇会計管理者（佐藤　美和管理者）　それでは、議案第４１号から第４６号までの一般会計及び特別会計決算認定議案６件につきまして御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第２３３条の規定に基づき、令和６年５月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、７月８日に町長に決算書を提出いたしました。

また、監査委員による決算審査は、令和６年７月１２日から７月２４日までの７日間実施されたところですが、地方自治法第２３３条第３項及び第５項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えて議会の認定をお願いするものです。

なお、総括表については町長からの説明と重複いたしますので私からの説明は省略させていただきます。

最初に、議案集３、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第４１号令和５年度一般会計歳入歳出決算認定について。６ページ、７ページの歳入決算について収入済額から説明いたします。

まず、款１町税、１１億７万３，０５７円、前年度比２，４０９万１，３７３円、２．２％の増、収納率は９５．８％、収入未済額が３，３０８万７，２３３円、前年度比１，３０３万７９０円、率にして２８．３％の減となっています。このうち、固定資産税が８６．４％を占めており、収納率の向上が最大の課題です。なお、不納欠損額１，４９８万３，８７６円は、法の規定に基づく欠損処理です。また、重要な自主財源である町税の歳入全体に占める割合は１０．９％となっています。

次に、款２地方譲与税１億３，１２１万５，０００円、款３利子割交付金１７万１，０００円、

款４配当割交付金３７０万２，０００円、款５株式等譲渡割交付金４０４万５，０００円。

款６法人事業税交付金１，８０８万１，０００円、款７地方消費税交付金２億９，４０３万円。

次のページを開きください。

款８環境性能割交付金６４７万７，９１２円、款９地方特例交付金３６０万９，０００円については、いずれも国・県からの交付金です。

款１０地方交付税４０億１，２４６万円、内訳は普通交付税３５億１，９４７万１，０００円、前年度比４，１４８万円、１．２％の減、特別交付税４億９，２９８万９，０００円、前年度比１億２，２８２万８，０００円、１９．９％の減、合わせまして１億６，４３０万８，０００円、３．９％の減となったものです。

なお、歳入全体に占める割合は３９．６％となっています。

款１１交通安全対策特別交付金８６万１，０００円、款１２分担金及び負担金９，９２０万７，０９９円、農業費分担金、光ケーブル接続負担金、老人福祉費負担金及び児童保護費負担金が主なものです。

なお、収入未済額４５万９，１７１円は、光ケーブル接続負担金、住宅維持管理事業負担金が主なものです。

款１３使用料及び手数料１億２，８２９万９，３９３円、ふれあいバス、駐車場、入湯料、住宅の使用料が主なものです。

なお、収入未済額１３１万７，１８０円は、駐車場使用料、光ケーブル、住宅使用料が主なものです。

款１４国庫支出金１６億９８万７，３１８円。次のページを開きください。

款１５県支出金１０億９，８６２万３，２３５円、それぞれ事業執行に伴う負担金補助金等で、保育給付費、障害福祉費、公共土木施設災害復旧事業等の負担金。

中山間地域直接支払制度事業等の補助金、交付金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等が主なものです。

なお、繰越事業でありました公共土木施設災害復旧費負担金、農林水産業施設災害復旧費補助金等も収入済みとなっています。

款１６財産収入７，２１３万４，７００円は、町有財産貸付光ケーブル回線貸付等となっています。

なお、収入未済額２１万５，０００円は、家屋貸付収入となっています。

款１７寄附金１億９，５１２万３，３４６円は、ふるさと応援寄附金が主なもので、前年度比１億３，７９４万７，１４７円、４１．４％の減となっています。

款１８繰入金５億９，６９４万２９９円は、財政調整基金及びふるさと応援基金等からの繰入

金が主なものです。款１９繰越金２億１，７０２万１，０７８円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。１２ページを開きください。

款２０諸収入８，１８３万８，７６５円は、育英資金貸付金収入、農林水産業費及び衛生費の受託事業収入が主なものです。なお、収入未済額２１６万６，０００円は、育英資金償還金です。

最後に、款２１町債４億６，８５６万４，０００円は、非常勤医師賃金、過疎対策事業債等並びに繰越事業でありました道路及び都市再生整備事業、小水力発電施設整備事業が主なものです。

以上、４年度からの繰越分の収入額４億１，８８２万７，１５２円を含みました。歳入総額は１０１億３，３４６万４，２０２円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は９９．５％となっています。

続きまして、１４ページの歳出決算額について支出済額で説明いたします。

まず、款１、議会費９，２６８万５，３０１円、款２、総務費１２億４，７８０万４，２７７円は、ふるさと納税業務委託、ふるさと応援基金積立金、光ケーブル保守委託事業、ふれあいバス運行費等が主なものです。

なお、戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度システム整備委託事業で１，１４５万８，０００円を次年度へ繰り越しました。

款３、民生費２５億１，９９４万２７４円、価格高騰及び物価高騰支援給付金事業、高齢者福祉事業、障害者福祉事業、児童福祉事業等が主なもので、歳出全体の２６．０％と最大のウエートを占めています。なお、価格高騰及び物価高騰対応重点支援給付金事業、児童遊園地維持管理事業で５，３２６万１，６５０円を次年度へ繰り越しました。

款４、衛生費７億７８７万８，９１２円、病院事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金、出産・子育て応援給付金、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、各種健診委託料、西臼杵広域行政事務組合負担金等が主なものです。

款６、農林水産業費１３億３，３３８万８，６０９円、有害鳥獣捕獲報奨金、地籍調査事業、災害復旧工事等の委託料、森林経営管理制度支援システムの使用料、農地防災事業、農業水路等長寿命化防災減災事業等の工事請負費、県営中山間地域総合整備事業等の負担金、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払制度事業交付金並びに繰越し事業の小水力発電施設整備事業及び地方創生道整備推進交付金事業等の工事請負費が主なものです。

なお、農地防災事業費、農業水路等長寿命化防災減災事業費、小水力発電施設整備事業、森林環境保全整備事業等で１億４，５２２万３，１５７円を次年度へ繰り越しました。

次に、１６ページ、款７、商工費３億８，７９４万７，９１４円、商工会補助金、商品券発行事業、観光地管理委託料、観光施設運営費が主なものです。なお、商品券発行事業、観光駐車場整備事業等で１億８，２７８万９，０５４円を次年度へ繰り越しました。

款８、土木費、９億6,６８８万7,９７４円、道路維持新設改良費、都市再生整備計画事業、下水道事業会計への繰出金並びに繰り越し事業の道路新設改良事業、都市再生整備計画事業等が主なものです。なお、道路維持社会資本整備総合交付金事業、地方創生道整備推進交付金事業、都市再生整備計画事業、九州中央自動車道関連事業等で４億4,９３０万7,９６５円を次年度へ繰り越しました。

また、前年度から繰り越した分のうち、社会資本整備総合交付金事業で８８９万7,０８４円は、避けがたい事故により次年度へ繰り越しました。

款９、消防費３億2,３９２万5,１９３円、消防団員の活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、西臼杵広域行政事務組合負担金、消防施設耐震性貯水槽設置費が主なものです。

なお、消防施設耐震性貯水槽設置費で６１１万9,２９２円を次年度へ繰り越しました。また、前年度から繰り越した分のうち、消防施設費の1,８２６万円は避けがたい事故により次年度へ繰り越しました。

款１０、教育費５億3,８４２万1,６４０円、小中学校管理費、自治公民館運営を含む社会教育費、体育施設管理委託料等が主なものです。なお、学校関係施設の測量設計委託業務で５００万2,８００円を次年度へ繰り越しました。

次に、１８ページ款１１、災害復旧費８億2,４１８万5,９８９円、農林水産業施設及び公共土木施設の災害復旧費です。なお、農地農業用施設、林道施設及び道路橋梁河川の災害復旧費で４億8,８７６万4,８９８円を次年度へ繰り越しました。また、前年度から繰り越した分のうち、4,３２８万4,６２４円は、避けがたい事故により次年度へ繰り越しました。

最後に、款１２、公債費７億4,４９０万9,８６０円、前年度比2,３９０万7,６８８円、３．１％の減となっています。

以上、歳出総額は９６億8,７９７万5,９４３円、前年度比２億8,３７１万８２円、３．０％の増、予算に対する執行率は８４．８％となっています。また、次年度への予算繰越額は総額で１４億1,２３６万4,５６４円となっています。

以上で、一般会計の決算説明を終わります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案集４、国民健康保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第４２号令和５年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、６ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款１、国民健康保険税２億３，０３３万４，０７７円、収入済額で、前年度比３，８８８万６，４８１円、１４．４％の減、収納率は９４．１％、収入未済額が１，２４８万４，０８１円で、収入の確保が課題となっています。

なお、不納欠損額１９４万3，３９０円は、法の規定に基づく欠損処理です。

次に、款４、使用料及び手数料８万6，４８０円は保険税の督促手数料。

款５、国庫支出金５万円は、出産育児一時金臨時補助金。

款６、県支出金１３億7，９５６万2，０２６円は、保険給付費等交付金。款８、財産収入３２万3，９３１円は、国民健康保険準備積立基金利子。

款１０、繰入金1億5，６４８万9，２６８円は、一般会計及び基金からの繰入金となっています。

款１１、繰越金3，１５１万7，２７１円は、前年度繰越金。

款１２、諸収入１７９万1，６４８円は、延滞金、第三者納付金等が主なものです。

次のページを開きください。歳入総額１８億１５万4，７０１円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は、９９．２％となっています。

続きまして、１０ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款１、総務費4，５３８万1，４６８円は、職員の人件費及び事務費が主なものです。

次に款２、保険給付費１３億1，０７９万5，１５３円。前年度比8，７９７万6，３０９円、７．２％の増となっています。

款３、国民健康保険事業費納付金3億8，３２８万2，６３２円は、一般被保険者医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分として県に対し納付するものです。

款５、保健事業費5，１９５万1，８７０円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等となっています。

続きまして、１２ページの款６、基金積立金３２万3，９３１円は、国民健康保険準備積立基金への積立金。

款８、諸支出金７７０万4，９２０円は、保険税の還付金、療養給付費等負担金精算に伴う償還金、病院事業会計への繰出金等が主なものです。

以上、歳出総額１７億9，９４３万9，９７４円の決算額となり、執行率は９７．５％となっています。

以上で、国民健康保険特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集５、簡易水道事業特別会計をお開きください。

それでは、議案第４３号令和５年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、６ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款１使用料及び手数料6，１０２万2，３３６円は、町内２５の簡易水道組合の使用料収入となっています。

次に、款４財産収入２２万１２０円は、簡易水道積立基金利子、款５繰入金１，５４６万

６，０００円は、一般会計からの繰入金、款６繰越金３４４万４，３１６円は、前年度繰越金、款９分担金及び負担金１１万８，８００円は、給水負担金です。

以上、歳入総額８，０２７万１，５７２円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は９７．４％となっています。

続きまして、８ページの歳出決算額について説明いたします。

款１衛生費７，４４０万８，８６７円、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。

歳出総額も同額の決算額となり、執行率は９１．６％となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集６、西臼杵地域介護認定審査会特別会計をお開きください。

それでは、議案第４４号令和５年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、６ページの歳入決算額から説明いたします。

本会計は、効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵３町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず、款１分担金及び負担金７６８万１，０００円は、西臼杵３町からの負担金。

款５繰越金６６万６，８０３円は、前年度繰越金です。

以上、歳入総額８３４万７，８０３円の決算額となり、調定額と同額の収入済額となっています。

続きまして、８ページの歳出決算額について説明いたします。

款１介護認定審査会費７６１万４，１８０円、月に３回行う認定審査会及び事務局の経費で、歳出総額も同額の決算額となり、執行率は９１．２％となっています。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算説明を終わります。

続きまして、議案集７、介護保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第４５号令和５年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

なお、本会計は保険事業勘定と介護サービス事業勘定の２つに分けて経理されています。

最初に、８ページの保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款１保険料２億４，５４３万２，２６２円は、特別徴収と普通徴収の介護保険料で、前年度比３９１万２，６２８円、１．５％の減、収納率は９６．９％、収入未済額７５０万６，３６３円で、収入の確保が課題となっています。なお、不納欠損額３５万９，６７０円は、法の規定に基づく欠損処理です。

次に、款２分担金及び負担金３００万７，５００円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事

業負担金、款３使用料及び手数料２万４，７５０円は、介護保険料の督促手数料、款４国庫支出金４億２，３１１万２，７７５円、款５支払基金交付金４億９２万４，１１１円、款６県支出金２億３，５９１万２，８９２円は、それぞれ介護給付介護予防事業に伴う補助金、交付金。款７財産収入４８万６，０８８円は、介護給付費準備基金利子。款９繰入金２億６，９５７万３，９３８円は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定等繰入金になっています。

１０ページに移りまして、款１０繰越金４，５６５万８，１８７円は、前年度繰越金となっています。

以上、歳入総額１６億２，４１５万２，５０３円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は、９９．５％となっています。

続きまして、１２ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款１総務費４，０８４万９，９１９円は、人件費、認定審査会経費、介護保険会計運営費等となっています。

款２保険給付費１４億１，２５１万５，１９０円は、居宅介護・施設介護サービス及び介護予防サービス事業等の経費。款４地域支援事業費１億１，０５４万９，２８２円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業等の経費。款６基金準備積立金１４８万６，０８８円は、介護給付費準備基金への積立金となっています。

１４ページに移りまして、款９諸支出金２，３１３万９，２０７円は、過年度分の精算に伴う国等への償還金、並びに介護サービス事業勘定等への繰出金となっています。

以上、歳出総額１５億８，８５３万９，６８６円の決算額となり、執行率は９７．７％となっています。

続きまして、介護サービス事業勘定について、６４ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款１サービス収入７７３万９６０円は、居宅介護及び居宅支援サービス計画費収入。

款８繰入金７００万円は、保険事業勘定からの繰入金、款９繰越金５６万８，３１０円は前年度繰越金。

以上、歳入総額１，５２９万９，２７０円の決算額となり、調定額と同額の収入済額となっています。

続きまして、６６ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款１総務費８３０万４，２７８円は、人件費及び事務費。

款２サービス事業費６３０万６，７２８円は、居宅介護支援サービス事業の費用、款７諸支出金５６万８，３１０円は、介護保険事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額１，５１７万９，３１６円の決算額となり、執行率は９６．２％となっています。

以上で、介護保険特別会計の決算説明を終わります。

最後に、議案集８、後期高齢者医療特別会計をお開きください。

議案第４６号令和５年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、６ページの歳入決算額について説明いたします。

まず、款１後期高齢者医療保険料１億２，５９３万５，９４６円は、特別徴収と普通徴収の保険料で、前年度比４４４万４，１４６円、３．６％の増、収納率は９９．３％、収入未済額４７万１，４９４円となっています。

なお、不納欠損額４０万９，３００円は、法の規定に基づく欠損処理です。

次に、款２使用料及び手数料、１万５，０７０円は保険料の督促手数料。

款４繰入金５，８６６万９，４４７円は、事務費及び保険基盤安定のための一般会計からの繰入金。

款５繰越金２４７万４，０２５円は前年度繰越金、款６諸収入５５５万１，８４８円は、保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入となっています。

以上、歳入総額１億９，２６４万６，３３６円の決算額となり、調定額に対する収入済額の割合は、９９．５％となっています。

続きまして、８ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款１総務費６４１万７円は、電算システム使用料、健診委託料、款２後期高齢者医療広域連合納付金１億８，４３０万１，４９３円は、宮崎県広域連合に対する負担金、款３諸支出金９万８，９００円は、保険料の還付金となっています。

以上、歳出総額１億９，０８１万４００円の決算額となり、執行率は９７．４％となっています。

以上で、後期高齢者医療特別会計の決算説明を終わります。

ここまで、令和５年度一般会計及び５件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げました。財政健全化判断比率は４つの財政指標ともに早期健全化基準を下回りました。引き続き、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第１６６条の規定に基づき、会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も併せて御提案いたしております。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第４７号について、総務課長。

○総務課長（興梠　貴俊課長）　病院事業会計の議案第４７号について御説明申し上げます。

９の病院事業を御覧ください。決算書の３ページからお願いいたします。

本議案は令和５年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和５年度の決算状況について御説明いたします。

決算書の４ページ、５ページを御覧ください。

この決算報告書につきましては、仮受け、仮払い、消費税込みの決算となっています。

まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額は２２億7，３２１万8，７６６円となり、内訳は、医業収益が１９億2，８６３万８０９円、医業外収益が3億4，４５８万7，９５７円となっております。

また、支出では、支出決算額が２８億9，６０４万7，３３９円となり、内訳は医業費用が２２億5，７９８万2，４４７円、医業外費用が7，７９３万1，４１６円、特別損失が5億6，０１３万3，４７６円となっております。

次に、資本的収入及び支出でありますが、収入決算額は2億２９８万3，２３１円で、その内訳といたしましては、企業債5，０００万円、一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰入れのうち、負担金として繰り入れた1億5，０２３万3，２３１円と、調整交付金分で医療機器購入に係る国庫補助金を一般会計から繰入金として受け入れた２７５万円であります。

次に、支出決算額は2億9，５２７万７７５円となり、内訳としましては、建設改良費１億2，５７５万4，９１６円、企業債償還金1億6，４７１万5，８５９円、貸付金として、医師及び薬剤師修学資金の約４８０万円となっております。

なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きました9，２２８万7，５４４円の不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に、７ページの損益計算書について御説明いたします。

この損益計算書は、４ページ、５ページの収益的収支の決算額から消費税抜きで計上したものであり、令和５年度の１年間の経営状況を表したものでございます。

まず、１の医業収益でありますが、（1）の入院収益、（2）の外来収益、（3）のその他医業収益を合わせました総額は１９億2，３６６万４９円であります。それに対しまして２の医業費用は、（１）の給与費から（６）の研究研修費まで合わせまして２１億8，４７５万6，５７８円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業損失は2億6，１０９万6，５２９円となりました。

次に、3の医業外収益でありますが、（1）の受取利息配当金から（8）のその他医業外収益までを合わせました総額は3億4，３６３万3，２２６円となりました。

４の医業外費用は、（1）の支払利息及び企業債取扱諸費から（7）の雑支出までを合わせまして1億4，５３１万1，３７４円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は1億9，８３２万1，８５２円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常損失は、6，２７７万4，６７７円となり、経常損失額と特別損失額5億6，０１３万

３，４７６円を合わせた６億２，２９０万８，１５３円が当年度純損失額となりました。

したがいまして、前年度繰越利益剰余金７億８，６６６万５，６２２円と当年度純損失額６億２，２９０万８，１５３円を差し引いた額が、当年度繰越利益剰余金１億６，３７５万７，４６９円となるものです。

次に、８ページ、９ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立額処分後残高は、資本金７億９９３万１３０円、資本剰余金合計額は２億８，２９４万７，２６９円、利益剰余金合計額は９億７，７７９万１，１２５円で、資本合計額は１９億７，０６６万８，５２４円となっておりました。

本年度は、当年度純損失額６億２，２９０万８，１５３円と、前年度繰越利益剰余金７億８，６６６万５，６２２円等を合わせた１億６，３７５万７，４６９円が、当年度未処分利益剰余金となりまして、資本剰余金合計額、利益剰余金合計額を合わせた当年度末の資本合計額は１３億４，７７６万３７１円となるものであります。

次に、１０ページの剰余金処分計算書についてでありますが、先ほど御説明しましたとおり、当年度未処分利益剰余金は１億６，３７５万７，４６９円で、減債積立金、建設改良積立金の取崩しをしていないことから、そのまま翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、１２ページ、１３ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部において、（１）の有形固定資産の内訳は、（イ）の土地から（ト）の建設仮勘定までを合わせた有形固定資産合計額は２２億４，１５９万３，０７４円となりました。（２）の無形固定資産としましては、電話加入権３７万７，７５１円を計上しております。また、（３）の投資その他の資産としまして、７，５０２万９，６６４円となっております。

有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせた固定資産合計額は２３億１，７００万４８９円となり、現金預金及び未収金貸倒引当金、貯蔵品の流動資産の合計は９億５，８８５円となり、資産合計は３２億１，７００万６，３７４円となるものです。

次に、１３ページの負債、資本の部でありますが、建設改良費の財源に充てるための企業債とリース債務を合わせました固定負債合計が６億４，９１４万４，６８７円、流動負債（１）の企業債から（６）の法定福利費引当金までを合わせました流動負債合計が４億２，４００万２，２７２円、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計額は、７億９，６０９万９，０４４円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせた負債合計額は１８億６，９２４万６，００３円となりました。

資本金は、自己資本金が７億９９３万１３０円となります。

剰余金は、資本剰余金のうち、その他資本剰余金が２億８２９万７，２６９円となります。

利益剰余金合計額は３億５，４８８万２，９７２円となっております。内訳は、減債積立金が

７，４０１万８，９００円、建設改良積立金が１億１，７１０万６，６０３円であります。

当年度未処分利益剰余金が１億６，３７５万７，４６９円であります。また、資本剰余金合計２億８，２９４万７，２６９円と、利益剰余金合計３億５，４８８万２，９７２円を合わせました剰余金合計は６億３，７８３万２４１円であり、資本金合計と剰余金合計を合わせた資本合計は１３億４，７７６万３７１円となりまして、９ページの剰余金計算書の資本合計の当年度末残高と同額となるものであります。

また、負債と資本の合計額が３２億１，７００万６，３７４円となりまして、１２ページの資産合計と同額となるものであります。

以上、令和５年度の高千穂町国民健康保険病院事業決算について説明いたしました。

なお、決算附属書類を１５ページ以降に添付いたしておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第４８号、第４９号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干　和宣課長）　上下水道課所管の決算議案２件について御説明いたします。

議案第４８号令和５年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありますが、議案集１０、水道事業３ページを御覧ください。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和５年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第３０条第４項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、公営企業法により、決算報告書は消費税込み、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、財務諸表については、消費税抜きの金額であります。

まず、４、５ページの決算報告書でありますが、収益的収支につきまして、収入、第１款水道事業収益、決算額は１億４，５７０万６，９７６円。内訳は、営業収益１億４，１４６万３，２７５円。営業外収益４２４万３，７０１円であります。

支出、第１款水道事業費用、決算額は１億２，７０７万１，８５６円。内訳は、営業費用１億１，４８７万２，５８０円。営業外費用１，２１７万８，８１１円。特別損失２万４６５円。予備費はゼロ円であります。

次に、資本的収支につきまして、収入、第１款資本的収入、決算額は２５万５７５円。内訳は、補助金２５万５７５円、その他はゼロ円であります。

支出、第１款資本的支出、決算額は１，６２０万３，１９３円。内訳は、建設改良費２２６万５，８８４円。企業債償還金１，３９３万７，３０９円、負担金、予備費はゼロ円であります。

資本的収入が資本的支出に不足する額１，５９５万２，６１８円は、当年度消費税資本的収支調整額２０万５，９８９円と、損益勘定留保資金１，５７４万６，６２９円で補填しております。

次に、７ページの損益計算書であります。１、営業費用１億２，８７２万４，１５８円から２、営業費用１億１，２３０万３７７円を差し引いた営業利益は１，６４２万３，７８１円であります。この額に３、営業外収益４２４万３，９５１円を加え、４、営業外費用２３０万９，０６９円を差し引いた計上利益は１，８３５万８，６６３円であります。この額から５、特別損失１万８，７３０円を差し引いた当年度純利益は１，８３３万９，９２９円であります。この額に、前年度繰越利益剰余金１億３，２５６万６，８４８円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は１億５，０９０万６，７７７円であります。

次に、８、９ページの剰余金計算書であります。表右側中ほどの当年度変動額は、当年度純利益１，８３３万９，９２９円のみで、これと繰越未処分利益剰余金１億３，２５６万６，８４８円を加え、当年度未処分利益剰余金は１億５，０９０万６，７７７円であります。

次に、１１ページの剰余金処分計算書でありますが、未処分利益剰余金について、当年度末残高１億５，０９０万６，７７７円から、減債積立金へ９１万６，０００円、建設改良積立金へ１，７４２万３，０００円を、合計１，８３３万９，０００円を積立処分し、処分後残高１億３，２５６万７，７７７円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。

貸借対照表、事業報告、キャッシュフロー計算書、その他資料につきましては、１８ページ以降に添付しておりますので御確認ください。

以上が、令和５年度高千穂町水道事業剰余金の処分及び決算の内容であります。

次に、議案第４９号令和５年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでありますが、議案集１１、下水道事業３ページを御覧ください。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和５年度高千穂町下水道事業会計に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第３０条第４項の規定に基づき、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、公営企業法により、決算報告書は消費税込み、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、財務諸表については、消費税抜きの金額であります。

４から７ページの決算報告書でありますが、収益的収支につきまして、収入、第１款下水道事業収益、決算額は２億３，９０２万９，１５６円。内訳は、営業収益７，７３８万９，８０８円。営業外収益１億６，１６３万９，３４８円であります。

支出、第１款下水道事業費用、決算額は２億１，２８１万２，２１８円。内訳は営業費用１億９，３５１万９，６７８円。営業外費用１，６６９万１，１００円。特別損失２６０万１，４４０円。予備費はゼロ円であります。

次に、６ページの資本的収支につきまして、収入、第１款資本的収入、決算額は２，７４８万２，３３１円。内訳は、負担金等４９７万９，３３１円。他会計出資金２，２５０万３，０００円で

あります。

支出、第１款資本的支出、決算額は９，１３１万９，４４２円。内訳は、建設改良費７６２万１，５７３円、企業債償還金８，３７２万７，８６９円、予備費はゼロ円であります。

資本的収入が資本的支出に不足する額６，３８６万７，１１１円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額２４万２０４円と、引継ぎ金６，３６２万６，９０７円で補填しております。

次に、収益的収支につきまして、特例的収入、決算額は８０９万４，０３９円、特例的支出、決算額は２，００７万５，９８１円であります。

次に、８ページ。損益計算書でありますが、１、営業収益７，０３５万７，８３５円から、２、営業費用１億８，７８９万９，６０８円を差し引いた営業損失は、１億１，７５４万１，７７３円であります。この額に、３、営業外収益１億６，１６３万９，３４８円を加え、４、営業外費用１，５９７万２，７８１円を差し引いた経常利益は２，８１２万４，７９４円であります。この額から、５、特別損失２６０万３円を差し引いた当年度純利益は２，５５２万４，７９１円であります。

下水道会計は令和５年度から公営企業会計に移行したため、前年度繰越利益剰余金ゼロ円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は同額の２，５５２万４，７９１円であります。

次に、１０、１１ページの剰余金計算書であります。決算初年度のため、当年度未処分利益剰余金は２，５５２万４，７９１円であります。

次に、１２ページの剰余金処分計算書（案）でありますが、令和５年度は剰余金処分を行わず全額の２，５５２万４，７９１円を繰越利益剰余金とすることを御提案するものであります。貸借対照表、事業報告、キャッシュフロー計算書、その他資料につきましては、１４ページ以降に添付しておりますので御確認ください。

以上が、令和５年度高千穂町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長（坂本　弘明議員）　ここで、午後１時１０分まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

………………………………………………………………………………

午後１時10分再開

〇議長（坂本　弘明議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。監査委員、登壇願います。

〇監査委員（中尾　清美監査委員）　午前中に引き続き、報告でございますが、監査報告の前に申し訳ございませんけれども意見書の訂正をお願いいたします。

意見書の５７ページでございます。歳出の教育費でございますが、決算表の下段に記載しております執行状況の中で、一番下の段であります教育費の町民１人当たりの支出額が４９万

４，３３０円となっていますが、４万９，４３３円の誤りでございます。私の確認不足で訂正をお願いし、お詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、一般会計、特別会計、企業会計の決算について、議案第４１号令和５年度高千穂町一般会計歳入歳出決算から議案第４９号下水道事業会計の決算までの審査の経緯と結果を御報告いたします。

町長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、また、企業会計については決算報告書、損益計算書、貸借対照表などの決算状況について、各課、施設より提出されました決算説明書及び附属資料を照合しながら全会計を７月１２日から２４日までのうち７日間、富髙健一郎監査委員と審査を実施したところでございます。

その結果、各会計とも計数等に誤りはなく、決算は正確であることを確認いたしました。

なお、決算の内容につきましては、町長、会計管理者、関係課長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、留意事項について申し上げます。

まず、一般会計の財政運営であります。歳入で自主財源の徴税は、新型コロナウイルス感染症が昨年の５月以降、感染症分類５類へと移行される中、国の支援もなくなり減収も懸念されましたが、町民税の微増と、事業所の設備投資による固定資産税の増により、２，４０９万１，０００円の増となっています。また、依存財源のうち、地方交付税は災害による交付分の減に伴い、1億6，４３０万8，０００円の減となり、国庫支出金のコロナ関連対策も減となりましたが、台風１４号の災害復旧事業で繰り越した事業の国庫負担金が歳入となり、６年度への繰越事業を差し引きましても、3億1，２１７万7，０００円の増となっております。

一方、歳出では、令和５年度も災害復旧費のほかにも多くの繰越事業があり、予算化された事業のうち災害復旧費の執行率は発注した事業の作業員不足もあって、工事の遅れから５７．７％にとどまり、予算全体の執行率も８４．７％となっております。

なお、６年度への繰越明許費は１３億4，１９２万3，０００円、事故繰越額は7，０４４万２，０００円と、予算額の１２．４％を繰り越す結果となっております。今後、早急に災害復旧を終えることを望み、ほかの事業が繰越事業とならないよう、計画的に努めていただきたいと思います。

一般会計では、歳入歳出の形式収支、実質収支とも黒字決算となっておりますが、実質短年度収支については災害事業の確定の遅れから、国庫支出金の歳入の遅れもあり、財政調整基金を多額に取崩して対応したことから４年度に引き続き、5億6，１６９万7，０００円の赤字となっております。自主財源の乏しい本町におきましては、財源確保に努力されていますが、今後も続く一部事務組合の財政支援、中学校の移転改築、老朽化した公共インフラの更新、新たな公共事業控え、財政支出も増加していく中で、人口減に伴う町税の減収、また、全国的な台風・豪雨災害

などで地方交付税の減収が見込まれることから、財政運営は一段と厳しくなる状況にあると考えます。

今後、観光地の特色を生かした自主財源の確保と、計画的事業推進により、安定した財政運営を望むものであります。

次に、特別会計の決算でありますが、各会計とも健全財政の運営に努めており、特に保険事業においては、健康増進、保険給付の抑制に努め、安定した事業に努めていただきたいと思います。

次に、一般会計、特別会計の収入未済額につきましては、年々減少しており、関係各課も努力されております。不用額については、一般会計において３億２，６８６万２，０００円と、前年度に引き続き多額となっております。災害対応等により執行できなかった予算もあると思われますが、次年度の予算編成にも影響を及ぼすことから、計画的執行で減少するようお願いいたします。

次に、地方債でありますが、５年度の借入額は災害等の繰越事業により、借入が減り、地方債残高も減少しております。今後、多くの事業を抱え、地方債借入は増加するものと思われますので、借入額や有利な地方債について関係各課で調整を行い、地方債の有効活用をお願いいたします。

次に、企業会計の病院事業会計であります。令和５年度の当年度純利益は６億２，２９０万８，０００円の赤字決算となっております。これは、医業収益の減、コロナ関連対策支援等の国県補助金等の減で、経常利益は６，２７７万４，０００円の赤字に加え、病院の有形固定資産であった土地が町の財産と重複しており、西臼杵医療センター設立により、病院分を特別損失として５億６，０１３万３，０００円を計上したためであります。

このように、収益が減り、赤字経営となった上にコロナウイルス感染者は今も続いており、病院統合により医療従事者は大変な状況にあると思われます。医師については慢性的な医師不足が続き、厳しい経営状況は今後も続くと思われ、本町においては、６年度からの西臼杵医療センターの急性期病院の業務を担うことから、常勤医師不足は救急医療体制に大きな影響を与えるため、医療センターを中心に３町と連携を取りながら、外科やその他の診療科の常勤医師不足を解消、医療体制の充実、赤字体制からの脱却を図るとともに、病院としての機能や役割を果たし、質の高い医療を目指して、特に医師就学資金を有意義に活用して、医師の確保に努められますよう要望いたします。

次に、水道事業会計については、昨年１月から料金の改定を行い、黒字決算となっておりますが、給水人口の減少は続くと考えられ、給水収益は厳しくなり、また、既存施設の耐震化・老朽化対策などを含む施設の更新等の事業もあり、厳しい経営状況になることが予想されます。今後、管路更新計画に基づく実施と経費節減に取り組みながら、安全で安心な水の供給と経営安定化に努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業については、令和５年度から公営企業会計へ移行して事業を運営されていますが、今後、水道事業と同じく、人口の減少に伴い厳しい経営状況になることが予想されますので、加入率の向上、経費の節減で経営の安定化に努めていただきたいと思います。

次に、令和５年度の財政健全化でありますが、先ほど町長より説明がありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足も生じていないことを確認いたしました。

以上、御報告申し上げましたが、審査の結果、意見の詳細につきましては、決算審査意見書を御覧いただきますようお願い申し上げまして、審査の結果報告といたします。

○議長（坂本　弘明議員）　次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第５０号について、総務課長。

○総務課長（興梠　貴俊課長）　総務課所管、議案１件につきまして御説明いたします。

条例議案集１２の３ページを御覧ください。

議案第５０号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてでありますが、条例中、別表第３、行政職給料表級別職務分類表におきまして、級ごとに行政職の職務を分類しておりますが、主事及び技師の職務が１級と２級の欄の両方に記載されていることから、適切な区分とするため、１級を主事補または技師補及び主事または技師の職とし、２級を相当の知識・技術または経験を必要とする業務を行う主事または技師の職務と改めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第５１号、第５５号、第５９号について福祉保険課長。

○福祉保険課長（飯干　由紀課長）　福祉保険課所管の議案３件につきまして御説明いたします。

議案集１２、条例改正の５ページを御覧ください。

議案第５１号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

国民健康保険法の改正に伴い、本条文中の引用条項や表現を改めるものであります。主な内容としましては、１２月２日から現行の保険証からマイナ保険証に一本化され、保険証の発行がされなくなることによる事務取扱等の変更でございます。

次に、議案集１３、補正予算の３３ページを御覧ください。

議案第５５号令和６年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８７万６，０００円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ１７億４５８万６，０００円とするものであります。

３４ページ、歳入でございます。繰入金１６万１，０００円の増につきましては、児童手当の制度改正によるものと、振込手数料の有料化に伴う職員給与費等繰入金の増額であります。

繰越金７１万５，０００円の増につきましては、令和５年度からの繰越金であります。

次に３５ページ、歳出でありますが、総務費１６万１，０００円の増は、制度改正に伴う児童手当と振込手数料の有料化に伴う増額であります。

予備費７１万５，０００円の増は前年度からの繰越金です。

３７ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、同じく補正予算の１０１ページを御覧ください。

議案第５９号令和６年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９３万６，０００円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ２億２，１０８万１，０００円とするものであります。

１０２ページ、歳出でありますが、繰越金８３万６，０００円の増額につきましては前年度からの繰越しであります。諸収入１０万円の増につきましては、還付未済額の確定によるものです。

次に、１０３ページ、歳出です。総務費２万８，０００円の増は、振込手数料の有料化によるものです。諸支出金１０万円の増につきましては、前年度の還付未済金であります。予備費８０万８，０００円の増につきましては、繰越金分の財源調整であります。

１０５ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、福祉保険課所管の議案３件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第５２号、第５３号について、教育次長。

○教育委員会次長（林　　謙一次長）　それでは、教育委員会所管の議案第５２号、第５３号の議案２件について御説明いたします。

議案集１２、条例の７ページからになります。

はじめに、議案第５２号高千穂町武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、武道館の施設使用料を定める別表に附属設備使用料を追加し、シャワー１人１回１００円を加えるものです。この条例は、令和６年１０月１日から施行します。

次に、議案第５３号教育関係の公の施設に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正は、高千穂町立上野中学校が令和６年度末をもって閉校となり、令和７年４月から高千穂中学校に統合されることを受けて、教育関係の公の施設から上野中学校を削除するため、本条例第２条関係の別表１、学校教育施設の一覧表から上野中学校の項目を削除するものです。この条例は、令和７年４月１日から施行します。

以上で、教育委員会所管の条例改正議案２件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第５４号について、財政課長。

〇財政課長（霜見　　勉課長）　それでは、財政課所管の議案１件につきまして御説明いたします。

議案集１３、補正予算の５ページを御覧ください。

議案第５４号令和６年度高千穂町一般会計補正予算（第２号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ２億４，７８３万８，０００円を追加し、補正後の額を１１２億１，３０６万２，０００円とするものであります。

まず6ページ、歳入からですが、地方交付税１億８，１３０万２，０００円の増は、普通交付税の増です。分担金及び負担金３９万円の減は、農林水産業費分担金の減です。使用料及び手数料２７万5，０００円の増は、狂犬病予防注射手数料です。

国庫支出金１億１，０９７万6，０００円の増は、児童手当国庫負担金１，６７３万9，０００円、社会保障税番号制度システム整備費補助金１，０５７万１，０００円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２，６４３万３，０００円、地方創生道整備推進交付金２，４００万円、社会資本整備総合交付金３，８１８万9，０００円などです。

県支出金７６９万４，０００円の増は、児童手当県負担金３７５万6，０００円、地域課題解決等支援事業補助金５７７万４，０００円などです。

繰入金１億１４８万３，０００円の減は、財政調整基金繰入金１億１，０４０万８，０００円の減、企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金８７２万８，０００円などです。

繰越金４５９万８，０００円の増は、前年度繰越金による増です。諸収入４，４８６万6，０００円の増は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金１，８２６万円。地方公共団体情報システム機構補助金１，８９９万6，０００円などです。

次に7ページ、歳出でありますが、総務費３，２６９万１，０００円の増は、地域課題解決等支援事業補助金８６６万１，０００円、コンピュータ運用管理費９１４万３，０００円、社会保障税番号制度システム整備委託料１，０５７万１，０００円が主なものです。

民生費6，６６６万5，０００円の増は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の不足分２，６４３万３，０００円。各特別会計への繰出金６０１万７，０００円、国・県補助金償還金６６３万２，０００円、児童手当２，４２６万円などです。

衛生費２，６８２万１，０００円の増は、成人高齢者予防接種委託料２，６０６万２，０００円が主なものです。

農林水産業費５３万７，０００円の減は、価格高騰対策農畜産物支援事業６００万円、新規収納総合支援事業補助金３７４万４，０００円、農地費１，３５１万円の減が主なものです。

商工費５２１万円の減は、地方創生推進交付金事業１，５００万円の減、固有財産購入費５９２万円が主なものです。

土木費１億１，５７７万円の増は、社会資本整備総合交付金事業６，２２７万６，０００円、地方創生道整備推進交付金事業４，８０２万円が主なものです。

消防費１０万円の増は、児童手当制度改正による人件費です。

教育費１，１５３万８，０００円の増は、教育総務費６７８万１，０００円、文化財保存費２３８万４，０００円が主なものです。

９ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上、財政課所管の議案１件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第５６号、第６０号について、上下水道課長。

○上下水道課長（飯干　和宣課長）　上下水道課所管の補正議案２件について御説明いたします。

まず、議案第５６号令和６年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）でありますが、議案集１３、補正予算４７ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ９３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億４６３万３，０００円とするものであります。

４８ページ、４９ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入につきまして、使用料及び手数料の使用料を４万９，０００円の増額、繰入金、繰越金につきましては、令和５年度決算歳入歳出差引残額から基金積立金を除いた額を令和６年度予算の財源に充て、ともなって繰入金の他会計繰入金を５４万３，０００円の減額、繰越金の前年度繰越金を１４２万４，０００円増額とするものであります。

また、歳出につきまして、衛生費の簡易水道費用９３万円の増額は、児童手当の拡充によるものと、有機フッ素化合物に関する水質検査の追加実施及び組替えによるものであります。

詳細につきましては、５１ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、議案第６０号令和６年度高千穂町水道事業会計補正予算（第２号）であります。同じく、補正予算の１１５ページを御覧ください。

今回の補正は、児童手当の拡充によるものと、上下水道料金振込手数料の有料化に伴う補正であります。第２条のとおり、収益的収入及び支出の支出について水道事業費用の営業費用３２万円を増額し、補正後の支出の総額を１億４，４０７万２，０００円とするものであります。

１１６ページの予算実施計画補正（第２号）の支出のとおり、営業費用の排水及び給水費を１２万円の増額、総経費を２０万円増額し合計３２万円の増額とするものであります。

また、職員給与は予算（第７号）で定めております、議会の議決を終えなければ流用することのできない経費であり、１１５ページの第３条のとおり、２２万円増額し５，０５７万６，０００円とするものであります。

詳細については、１１７ページ以降にキャッシュフロー計算書、給与費明細補正、貸借対照表

を添付しておりますので御参照ください。

以上、上下水道課所管の補正議案２件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第５７号、第５８号について、保健センター所長。

〇保健福祉総合センター所長（工藤加代子所長）　保健福祉総合センター所管の補正予算議案２件につきまして御説明申し上げます。

はじめに、議案第５７号令和６年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明いたします。

議案集は１３番、補正予算の５９ページからになります。

今回の補正は歳入歳出の総額に変更はございませんが、６２ページの歳入につきまして、令和５年度決算に伴う剰余金を繰越金に７３万２，０００円追加したことにより、西臼杵３町からの分担金及び負担金を７３万２，０００円減額したものです。

６５ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので御確認ください。

次に、議案第５８号令和６年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして御説明いたします。

議案集は、同補正予算の７１ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ４，２４２万５，０００円を追加し、補正後の予算総額を１４億７，８４４万８，０００円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ１２万円を追加し、補正後の予算総額を１，４３７万６，０００円とするものであります。

補正の内容について御説明いたします。まず、事業勘定ですが、７６ページの歳入で国庫支出金が４万５，０００円の増で、地域支援事業交付金の増額が主なものです。県支出金２万２，０００円の増は、現年度分の負担金の増です。また、繰入金が５９７万６，０００円の増ですが、介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金と、一般会計からの繰入金、低所得者保険料軽減繰入金及び決算に伴うサービス勘定からの繰入金が主なものであります。

次に、繰越金が３，５６１万１，０００円の増で、前年度決算によるものであります。

続きまして、７７ページの歳出ですが、総務費が４０万６，０００円の減額で、介護認定審査会負担金の減額に伴うものであります。

次に、地域支援事業費１８万円の増額は、介護予防ケアプラン作成委託料、人件費の増となります。予備費３，６２１万７，０００円の増は、決算に伴う剰余金の国への償還金と、国庫等負担金過年度精算分及び決算状況をもとに調整したものであります。諸支出金が６４３万４，０００円の追加で、給付費の確定精算に伴う国への償還金と、一般会計への繰出金の計上であります。

７９ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

続きまして、８７ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入として繰越金が１２万円の増で、決算に伴う剰余金を繰越金として計上したものであり、８９ページの歳出で同額を保険事業勘定に繰り出すものであります。

９１ページ以降に事項別明細を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で、保険福祉総合センター所管の補正予算議案２件につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第６１号について、総合政策課長。

○総合政策課長（湯川　　哲課長）　それでは、総合政策課所管の議案１件について御説明いたします。

議案第６１号辺地総合整備計画の策定についてでありますが、１４番、計画策定の議案集３ページを御覧ください。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当該辺地において辺地対策事業債を活用して公共施設等の整備を実施するために必要な計画であります。この法律により、公共的施設の整備をしようとする市町村は、事前に県との協議を経た上で、議会の議決が必要であります。今回、県との協議が終了しましたことから、計画策定のため議会の議決を求めるものであります。

今回、計画は農地整備課が令和６年度に行う事業で、４ページからの計画書に記載のとおり、大字押方五ケ村地区で農道改良を行う計画であります。事業費は２，２０１万円、うち１，１０１万円が辺地対策事業債の予定であります。詳細につきましては整備計画書を御参照ください。

以上、総合政策課所管の議案１件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　続いて、議案第６２号について、建設課長。

○建設課長（甲斐　　徹課長）　建設課所管、議案１件について御説明申し上げます。

議案集は１０号、認定事項３ページからになります。

それでは、議案第６２号町道路線の認定について御説明申し上げます。

４ページから記載してあります、第２花の群線は、町長の説明にありましたように、九州中央自動車道、国道２１８号五ケ瀬・高千穂道路の工事用道路の一部になるものであります。

認定する区間は、花の群集落を通過する町道押方・三ケ所線から集落内へ分岐する延長９６メートルであります。工事用車両が通行可能な幅員を確保するため、集落道である現道を拡

幅し改良するものであり、用地は高千穂町で買収し、改良工事は国土交通省で行うものであります。

本路線は、将来にわたり地域住民の利便性が高まること、また、高速道路の維持管理に利用される路線であることから町道に新規認定するもので、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本　弘明議員）　なお、報告第６号、第７号及び人事案件、議案第６３号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第５、報告第６号から日程第２９、議案第６３号までの報告、議案、合計２５件について説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました議案第６３号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第６３号の熟読のため、午後２時まで休憩いたします。

午後１時54分休憩

…………………………………………………………………………………

午後２時00分再開

○議長（坂本　弘明議員）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第２９．議案第６３号

○議長（坂本　弘明議員）　日程第２９、議案第６３号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題として質疑を行います。

また、質疑される方は議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本　弘明議員）　質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本　弘明議員）　異議なしと認めます。よって、議案第６３号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第６３号を採決します。本案の採決は無記名投票で行います。

議場出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本　弘明議員）　ただいまの議長を除く出席議員数は１２名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に、議席番号８番、中島早苗議員、議席番号９番、馬原英治議員、議席番号１１番、工藤博志議員の３名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に「賛成」、反対の方は「反対」と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第８４条の規定により「否」とみなすことになっていますので御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本　弘明議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本　弘明議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本　弘明議員）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号１番、藤田利廣議員から議席番号順に順次投票願います。

………………………………………………………………………………………

１番	藤田　利廣議員	２番	田中　義了議員
３番	佐藤さつき議員	５番	板倉　哲男議員
６番	磯貝　助夫議員	７番	本願　和茂議員
８番	中島　早苗議員	９番	馬原　英治議員
１１番	工藤　博志議員	１２番	富髙健一郎議員
１３番	富髙　友子議員	１４番	佐藤　定信議員

………………………………………………………………………………………

○議長（坂本　弘明議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本　弘明議員）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。中島早苗議員、馬原英治議員、工藤博志議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本　弘明議員）　それでは、開票の結果を報告します。

投票総数１２票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票１２票です。有効投票のうち、賛成１２票です。

以上のとおり、賛成全員であります。したがって、議案第６３号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

────────────・────・────────────

○議長（坂本　弘明議員）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（興梠　恵志事務局長）　御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後２時09分散会